Webex Callingサービス利用規約【現改比較表】 2026年11月9日現在

～2026年11月8日	2026年11月9日～
総則 第1条～第4条（略） 第5条　定義 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。 (1)～(14)（略）	総則 第1条～第4条（略） 第5条　定義 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。 (1)～(14)（略） (15)「多要素認証」とは、ID及びパスワード等の契約者のみが知る情報、契約者が保有する認証コード、認証アプリ、証明書、端末その他の所持情報、又は契約者の生体情報のうち、異なる種類の認証要素を複数組み合わせて行う認証をいいます。
契約 第6条~第11条（略）	契約 第6条~第11条（略）
利用中止等 第12条~第14条（略）	利用中止等 第12条~第14条（略）
料金等 第15条~第19条（略）	料金等 第15条~第19条（略）
損害賠償等 第20条(略)	損害賠償等 第20条(略)

雑則	雑則
第21条~第23条(略)	第21条~第23条(略)
第24条　契約者の義務	第24条　契約者の義務
１～3（略）	１～3（略）
4　契約者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。	4　　契約者は、本サービスに係るID、パスワード、多要素認証に用いる認証コード、認証アプリ、証明書、端末、生体情報その他の認証要素等（以下「ID等」といいます。）を契約者の責任において適切に管理し、みだりに第三者に開示等してはならないものとします。
	5　契約者は、ID 等の漏えい、盗用、不正使用その他第三者による不正利用を認識した場合（そのおそれを含みます）、直ちに当社所定の方法により当該 ID 等の変更、利用停止、再設定その他必要な措置を講じるものとします。
	6　契約者は、本サービスの認証については、原則として、当社が別に指定する多要素認証を利用するものとします。多要素認証は、不正アクセス、なりすまし、情報漏えい等のリスクを低減するための措置であり、当該リスクを完全に排除するものではありません。なお、契約者が多要素認証を利用しない場合、当該リスクがより高まることを理解したうえで当該選択を行うものとします。
	7　当社が、本サービスの利用時に入力又は送信された ID 等と、当社に登録済みの ID 等との一致その他当社所定の方法により認証を完了した場合、多要素認証の有無及び ID 等を契約者自身が使用したか否かを問わず、契約者による利用とみなします。
	8　ID 等の漏えい、盗用、第三者による不正使用その他の事故があっても、当社は当該利用を有効に取り扱い、これにより生じた損害については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負いません。
5　契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その	9　契約者が第４項から第８項までの規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は

他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。 6　当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。	ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。 10　当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。
第25条～第34条　略	第25条～第34条　略
料金表　略	料金表　略
第１表　月額料金　略	第１表　月額料金　略
第2表 工事に関する費用　略	第2表 工事に関する費用　略 附則（令和 8 年10月28日 ＣＡＳ１サ000400012994-01号） （実施期日） この改正規定は、令和 8 年 11 月 9 日から実施します。